



2019年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 大垣共立銀行
代表者名 取締役頭取 土屋 嶠
(コード番号 8361 東証・名証各第一部)
問合せ先 取締役総合企画部長 笥 雅 樹
Tel 0584-74-2111 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社大垣共立銀行(頭取 土屋 嶠)は、2019年5月10日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2019年6月19日開催の第207期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

経営体制の変更により、取締役会に関する規定について所要の整備をするものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第28条 取締役会は<u>取締役頭取</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役頭取</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第28条 取締役会は<u>取締役会長</u>または<u>取締役頭取</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役会長</u>および<u>取締役頭取</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月19日
定款変更の効力発生日 2019年6月19日

以 上